

堺市人権施策推進方針

－堺市人権施策推進計画【第4期】－

（令和9（2027）年度～令和13（2031）年度）

たたき案

令和8年3月
市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課

I 策定について

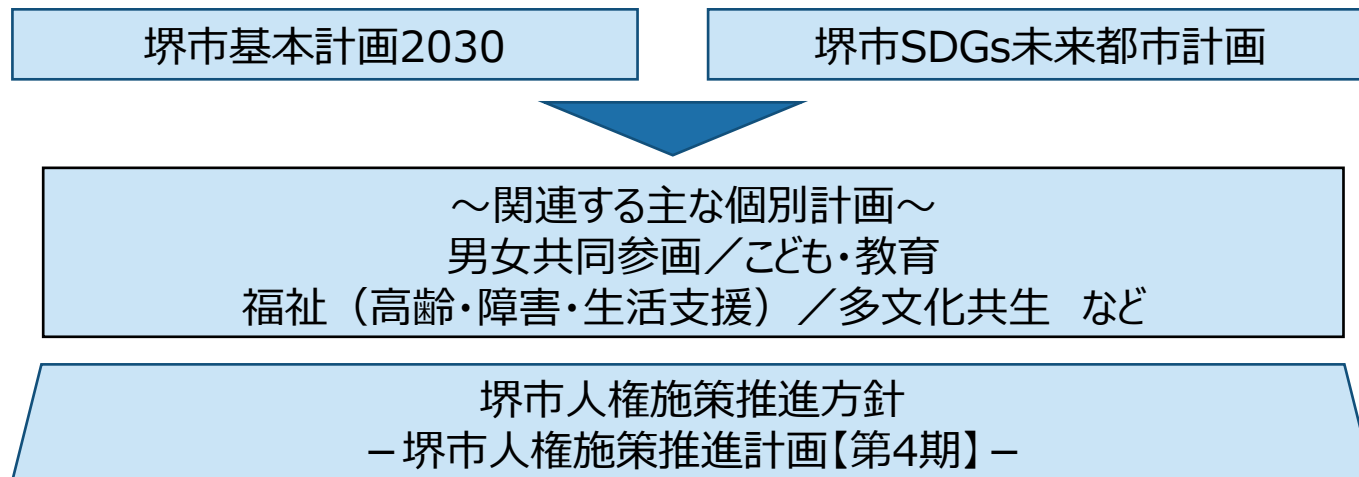
1. 目的

- 「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」第5条に基づき、平和と人権を尊重する社会の実現に向けて、総合的に施策・事業を推進する。

令和8（2026）年度に終了する現行計画の基本的な考え方を踏襲しつつ時代に即した見直しを行い、ダイバーシティの視点を更に取り入れた後継計画として位置づける。

2. 方針の位置づけ

- 本方針は「堺市基本計画2030」「堺市SDGs未来都市計画」を上位計画とし、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」第5条に規定する「**堺市人権施策推進計画**」として**策定するもの**であり、関連分野における各個別計画の基盤になる、基本的な方向性を定めるもの。



3. 期間

- 令和9（2027）年度から令和13（2031）年度まで（5年間）

Ⅱ 人権をめぐる動き

1. 国際的な動き

- 「人権教育のための世界計画」第5フェーズ（令和7（2025）年～令和11（2029）年）の行動計画を採択（令和6（2024）年10月）
国連が、各国で人権教育を広げるための共通の枠組みとして進めている世界的な計画で、複数のフェーズ（段階）に分けて重点分野を定めるもの。重点領域をこどもと若者とし、特にデジタル技術や環境・気候変動、ジェンダー平等に焦点を当てた第5フェーズを展開。

2. 国内の動き

- 情報流通プラットフォーム対処法の施行（令和7（2025）年4月）
インターネット上の違法・有害情報の流通・拡散が社会問題となっていることを踏まえ、「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行えるようにするための法制度を整備。
- 第二次人権教育・啓発に関する基本計画の策定（令和7（2025）年6月）
国が人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に新たな基本計画を策定。人権をめぐる社会経済情勢の変化として、①国際化、②情報化、③少子高齢化、④我が国における人権意識の変化を踏まえたもの。
- 「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定（令和7（2025）年12月）
企業が人権デュー・ディリジェンス（人権リスクを特定・評価し、予防・軽減・対処する一連の取組）を進める考え方で、政府は改定NAP（国の行動計画）で施策を8つの優先分野に整理し、取組を強化。

3. 第3期計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）における取組の概要

（1）計画の基本的な考え方

- 第3期計画では、「人権が文化として確立された社会（共生社会）」の実現をめざし、「多様性」「包摂性」「持続可能性」の3つを基本的視点として設定。
- また、実現へのプロセスとして、個人の意識変革を促す「ステップ1（個人が学び、気づき、行動する）」と、社会的な広がりをつくる「ステップ2（人と人がつながる）」を掲げ、施策を展開。

（2）施策の推進状況（4つの取組に基づく展開）

- 本計画期間においては、以下の4つの取組を総合的に推進。

＜人権教育・人権啓発＞

ICT活用など効果的な発信手法を実施し、人権尊重の意識と行動が定着するよう、全世代への学習機会の充実を推進。

＜人権擁護・相談＞

複雑・多様化する相談に対応するため、専門性の向上及び関係機関とのネットワークを強化。

＜様々な人権問題への取組＞

インターネット上の人権侵害や、コロナ禍で顕在化した新たな課題を含め、分野ごとの課題解決に対応。

＜国際平和実現への貢献＞

平和と人権を一体的なものとしてとらえ、次世代への継承や市民協働による取組を推進。

市民意識調査*が示す5年間の変化

(1) 人権に関する考え方が改善傾向

- 「差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある」では、「そう思わない（どちらかといえばそう思わないを含む）」の増減率は前回調査と比較して3.7ポイント増加しており、被害者責任論への否定的傾向が増加。
- 「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」では、「そう思わない（どちらかといえばそう思わないを含む）」の増減率は前回調査と比較して2.9ポイント増の89.5%となり、人権問題を「他人事ではなく、自分自身の生活に関わること」としてとらえる意識を大多数で共有。

(2) 外国にルーツのある人への差別に関する意識が悪化傾向

- 前回調査と比較して、「排他的」が増加し、「共生的」が低下。
- とりわけ、「日本の生活習慣、しきたりや慣習に従わせるべきだ」「自分の地域に住んでいる外国にルーツのある人とはかかわりをもたたくない、又は住んでほしくない」の項目で、排他的な意識が拡大。

(3) インターネット上の人権侵害が課題として顕在化

- インターネット上で誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みを目にした経験は、前回調査と比較して各項目で増加し、インターネット上の人権侵害が課題として顕在化。
- とりわけ、「日本に住む外国にルーツのある人に関すること」「障害者に関すること」「性的マイノリティに関すること」の項目の数値が増加。

*第8回堺市人権意識調査：令和2（2020）年11月実施
第9回堺市人権意識調査：令和7（2025）年8月実施
（詳細は参考資料（スライド末尾）参照）

Ⅲ 堺市の現状

市民意識調査が示す5年間の変化

日本に住む外国にルーツのある人の人権についての考え方

項 目	第8回調査			第9回調査		
	排他的	中立	共生的	排他的	中立	共生的
日本の生活習慣、しきたりや慣習に従わせるべきだ	29.2%	33.0%	33.5%	43.7%	30.5%	22.8%
自分の地域に住んでいる外国にルーツのある人とは かかわりを持ちたくない、又は住んでほしくない	5.5%	25.8%	64.0%	11.3%	33.7%	52.5%



課題

排他的意識の拡大

Ⅲ 堺市の現状

市民意識調査が示す5年間の変化

インターネット上で誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みを目にした経験

項 目	第8回調査*	第9回調査
日本に住む外国にルーツのある人に関すること	15.0%	27.5%
障害者に関すること	13.8%	23.3%
性的マイノリティに関すること	11.6%	21.7%
その他	15.6%	2.6%
見たことがない	—	48.0%
無回答	54.4%	6.7%

*第8回調査は「見たことがない」の選択肢がなく、
「その他」「無回答」が増加

課題

インターネット上の人権侵害の顕在化

1. 継続的に踏まえるべき課題

- 平和や人権尊重に関する意識の向上、人権課題の解決及び人権擁護を図るための施策の総合的な推進の必要性。
- 同和問題（部落差別）、女性、こども、障害者、高齢者など各人権分野における差別や偏見の解消と、社会変化に伴う人権課題の複雑化・多様化への対応。

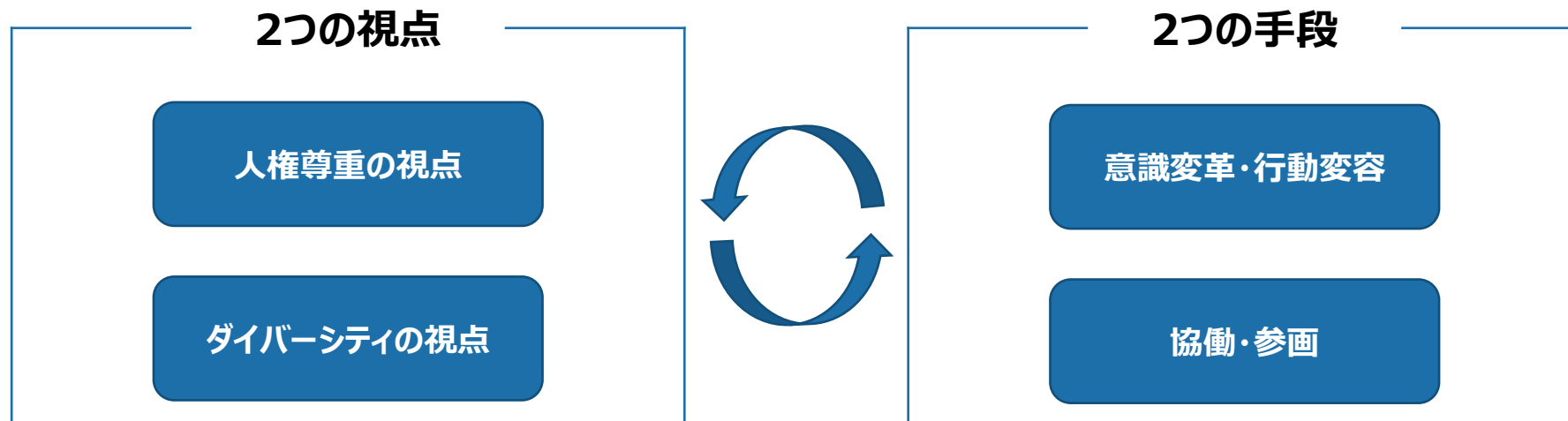
2. 重点的に踏まえるべき課題

①排他的意識の拡大	国際化は都市部のみならず国内すべての地域で進んでおり、文化的背景の相違や理解不足等による偏見や差別が存在。
②インターネット上の人権侵害の顕在化	スマートフォンの普及により、インターネット利用が飛躍的に進み、様々なマイノリティの人々を対象としたインターネット上の人権侵害が発生。

あるべき理想像

平和を礎に、人権が当たり前に尊重され、
個々の多様性を認め合い、自分らしく生きることができる社会

基本姿勢



2つの視点（判断基準）と2つの手段（実践的アプローチ）の
相乗効果により理想像を実現

基本姿勢

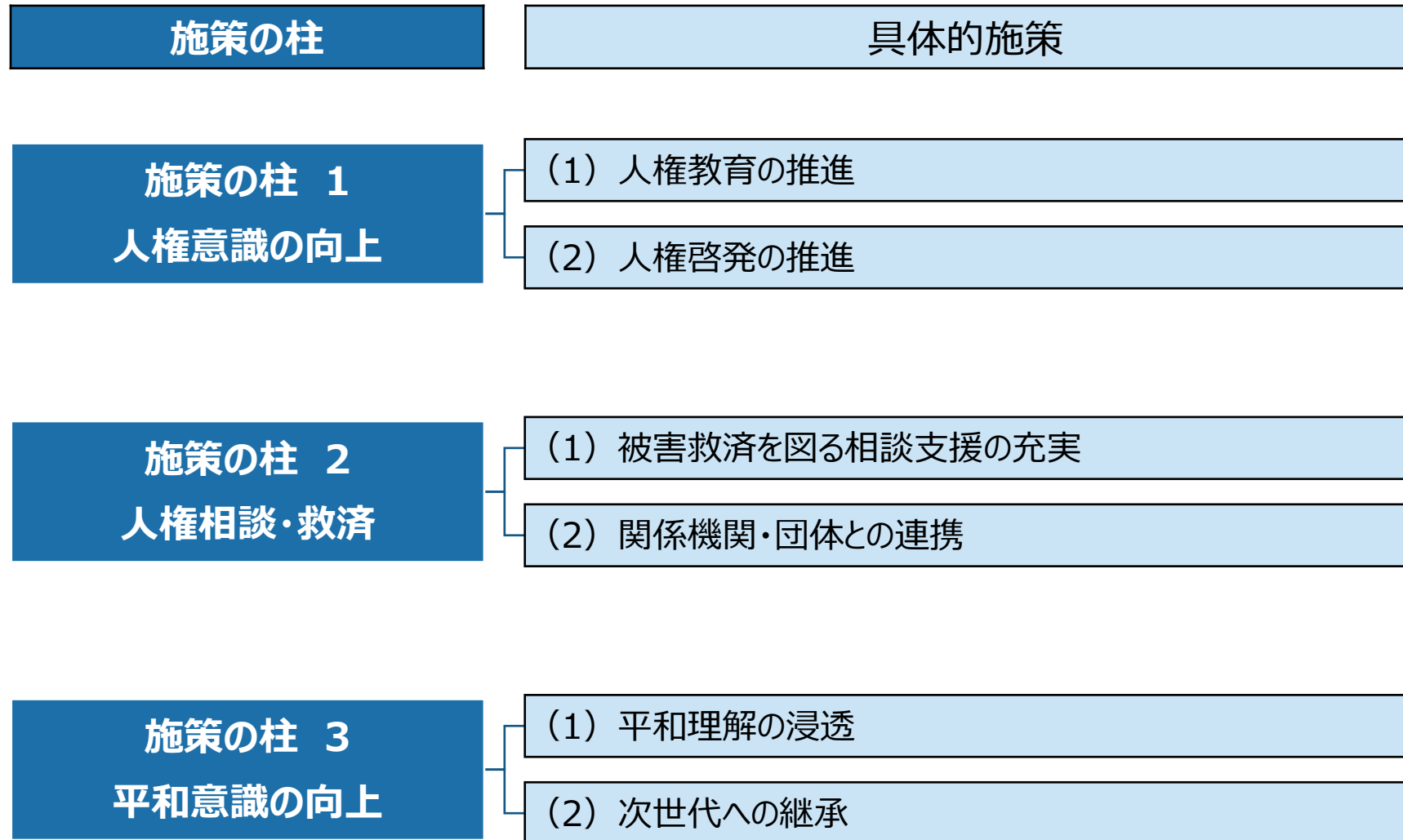
2つの視点（理想像実現のための判断基準）

人権尊重の視点	すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利であり、権利侵害や不当な排除をしていないかという視点。特に、「情報化」の進展に伴い顕在化するインターネット上の人権侵害に対応するため、人権侵害の「加害者」にも「被害者」にもならないための意識を重視。
ダイバーシティの視点	個々の違い（＝多様性）を尊重し、認め合い、自分らしく生きることであり、違いにより不利益を受けたり排除されたりしている人はいないか、多様な価値観が互いに尊重されているかという視点。特に「国際化」が進む中で懸念される排他的意識にとらわれることなく、互いの違いを認め、活かし合おうとする意識を重視。

2つの手段（理想像実現のための実践的アプローチ）

意識変革・行動変容	すべての人が生涯にわたる人権教育・啓発を通じて、自分も他者も大切にし、違いを理解し尊重することにより、人権課題を自分事としてとらえ、課題解決に向けた行動へとつなげる。
協働・参画	行政・市民・企業・団体・教育機関等の多様な主体の連携により、複雑化・多様化する課題の解決に取り組む。 また、すべての人が違いを認め、活かし合うことで、自分らしくいられる場所や役割を持ち、主体的な参画へとつなげる。

VI 施策の柱と具体的施策



Ⅶ 人権課題の各分野

人権課題の各分野

- 各分野における人権課題の現状を把握し、解決に向けた取組を推進する。
- 人権尊重及びダイバーシティの視点は、市全体の施策において重要であることから、関連する各分野別計画との連携を図る。
- 特に「外国人・外国にルーツのある人々」「インターネット上の人権侵害」を重点分野とする。

①同和問題（部落差別）	差別のない社会の実現に向けた人権教育・啓発の推進や、相談体制の充実が必要。
②女性	すべての人が自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識の解消や、DV・性暴力の根絶など、ジェンダー平等の実現に向けた取組が必要。
③性的マイノリティの人々	すべての人がありのままに自分らしく暮らせる社会を実現するため、性の多様性に関する理解を促進し、差別や偏見の解消に向けた取組が必要。
④子ども	すべての子ども・若者が、将来に希望を持ち安心して自分らしく成長できる社会の実現に向け、子どもの権利擁護や意見表明の機会を確保し、いじめや虐待のない安心できる環境形成が必要。

Ⅶ 人権課題の各分野

人権課題の各分野	
⑤障害者	住み慣れた地域で、安心して、主体的に、心豊かに暮らせる共生社会を実現するため、障害者の差別解消を推進し、合理的配慮の提供への理解促進が必要。
⑥高齢者	安心してすこやかに支え合って暮らし続けられる社会を実現するため、高齢者虐待の防止など権利擁護の推進や、認知症に対する正しい理解を広める取組が必要。
⑦外国人・外国にルーツのある人々【重点分野】	日本人と外国人が相互に理解し合い、安全・安心に暮らせる共生社会の実現に向け、ヘイトスピーチの抑止に向けた啓発や、多文化共生の理解促進が必要。
⑧インターネット上の人権侵害【重点分野】	インターネット上での個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害等に対し、引き続き人権に関する正しい理解を深める啓発活動の推進が必要。
⑨その他	社会情勢や生活環境の変化に伴い新たに生じる様々な人権課題に対して、正しい理解と認識を広げることが必要。

1. 推進体制

(1) 庁内の推進体制	堺市人権施策推進審議会を設置し、人権施策の推進に関する重要事項の調査審議等を行う。
(2) 市民や様々な主体との連携	各種市民団体などの様々な主体とも連携を深め、人権施策が市民の主体的な取組へと広がるよう働きかける。
(3) 国・大阪府及び指定都市との連携	人権課題の早期解決のため、国をはじめ大阪府や指定都市と連携し、情報共有を進める。

2. 進捗管理

- 「あるべき理想像」の実現に向け、各部署が本方針に基づいて実施する人権教育・啓発施策の実施状況（成果・課題及び今後の方向性の把握を含む）を取りまとめ、進捗管理を行う。
- 人権意識調査の結果を全庁に共有し、総合的な人権施策の推進に資する情報基盤とする。
- 次期方針は、取りまとめ結果および調査の知見から得られた成果・課題を踏まえて策定する。

参考資料

(第9回堺市人権意識調査)

参考資料①

(第9回堺市人権意識調査)



人権に関する考え方

項 目	第8回調査*		第9回調査**	
	賛成 そう思う (どちらかといえばそ う思うを含む)	反対 そう思わない (どちらかといえばそ う思わないを含む)	賛成 そう思う (どちらかといえばそ う思うを含む)	反対 そう思わない (どちらかといえばそ う思わないを含む)
差別するだけでなく、差別される人にも問題がある	38.7%	57.6%	37.5%	61.3%
学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ	51.8%	43.6%	48.3%	49.6%
人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係ない	10.4%	86.6%	9.8%	89.5%
介護や介助を受ける高齢者や障害者があれこれ自己主張するのはよくない	31.3%	64.9%	25.1%	73.7%
個人の権利より、地域みんなの利益が優先されるべきだ	44.2%	50.8%	40.6%	57.7%
福祉制度に頼るより、個人がもっと努力すべきだ	41.6%	54.8%	34.5%	64.0%

*第8回堺市人権意識調査：令和2（2020）年11月実施

**第9回堺市人権意識調査：令和7（2025）年 8 月実施

参考資料②

(第9回堺市人権意識調査)

日本に住む外国にルーツのある人の人権についての考え方

項 目	第8回調査			第9回調査		
	排他的	中立	共生的	排他的	中立	共生的
家主が外国にルーツのある人に部屋を貸すのを拒否しても、家主の自由だと思う	44.6%	30.6%	20.7%	46.0%	31.8%	19.6%
就職活動や、職務内容、待遇面で不利な扱いを受けてもしかたがない	11.9%	26.4%	56.7%	13.5%	27.9%	55.8%
日本の生活習慣、しきたりや慣習に従わせるべきだ	29.2%	33.0%	33.5%	43.7%	30.5%	22.8%
多文化共生の社会をめざすのがよい	10.3%	35.5%	48.6%	16.3%	37.9%	43.1%
自分の地域に住んでいる外国にルーツのある人とはかわりをもたたくない、又は住んでほしくない	5.5%	25.8%	64.0%	11.3%	33.7%	52.5%

参考資料③

(第9回堺市人権意識調査)

インターネット上で誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みを目にした経験

項 目	第8回調査*	第9回調査
日本に住む外国にルーツのある人に関すること	15.0%	27.5%
性差別に関すること	—	25.0%
障害者に関すること	13.8%	23.3%
性的マイノリティに関すること	11.6%	21.7%
同和地区（被差別部落）や同和地区（被差別部落）出身者に関すること	7.9%	11.1%
身近な人（友人、知人、教師など）に関すること	4.5%	5.1%
その他	15.6%	2.6%
見たことがない	—	48.0%
無回答	54.4%	6.7%

*第8回調査は「見たことがない」の選択肢がなく、「その他」「無回答」が増加